

平成28年12月6日

藤枝市発注建設工事における社会保険等未加入者との一次下請の取扱いについて

契約検査課

平成29年4月1日以降に、藤枝市発注建設工事において、社会保険等未加入者との一次下請契約を締結することは原則できません。

●下請契約における社会保険等未加入者の確認方法

発注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書の社会保険等の加入状況における保険加入の有無欄により、「未加入」でないことを確認する。

社会保険等未加入者対策の段階的な取組みの一環として、平成28年4月1日以降に契約を締結する藤枝市発注建設工事では、受注者（元請業者）からの社会保険等未加入者の排除を行いましたが、更なる徹底のため、平成29年4月1日以降においては、受注者（元請業者）に対し、社会保険等未加入者との一次下請契約を締結することを原則禁止とします。

建設業者の皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしくお願い致します。

なお、社会保険等未加入者（適用除外者を除く。）と一次下請契約を締結した場合でやむを得ない理由があると認められない場合（やむを得ない理由があったと認められた場合であっても、発注者が指定する期限内に社会保険等に加入しない場合）は、受注者（元請業者）に対し、入札参加停止の措置を行います。

<社会保険等未加入者対策の段階的な取組み>

受注者（元請業者）の排除	実施済
受注者（元請業者）からの一次下請業者の排除	H29.4.1～
入札参加停止	1か月